

物価高騰対応支援金の申請等に係るQ & A

番号	問合せ内容	回答
1	支援金の目的を教えてください。	光熱費や食料品価格を含む物価高騰の影響を受けた事業者の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、物価高騰支援金を支給するものです。
2	支援金の支給対象・支援金額を教えてください。	支援金の支給対象となる施設（事業所）及び支援金額については、ホームページに掲載していますのでご確認をお願いします。
3	支援金の積算について教えてください。	支援金の額は、消費者物価指数の物価上昇を考慮し、事業種別ごとに算定しています。
4	介護サービスを複数運営しています。それぞれのサービスで支援金がもらえますか。	複数のサービスを提供している場合は、それぞれの支給額を合算した額となります。
5	国や都道府県等から同趣旨の支援金の支給を受けた、又は受ける予定であるが、本支援金の申請は可能ですか。	本支援金の申請は可能です。国等の他団体から同趣旨の支援金の支給を受けている、又は受ける予定があることを理由に、本支援金の支給要件を満たさなくなることはありません。
6	申請したいのですが、どうしたらいいですか。	支給対象施設に対しては、「堺市医療・介護・障害施設等に係る物価高騰対応支援金支給事務局」から案内文及び申請書等を送付しております。案内文及びHPをご確認いただき、必要事項をご記入のうえ郵送によりお申込みください。 なお、支給要件を満たす高齢者施設等を運営する場合であって、12月下旬になんでも案内文等が届かない場合は、お手数ですが「堺市医療・介護・障害施設等に係る物価高騰対応支援金支給事務局」までご連絡ください。 【TEL 06-7713-0474（平日・午前9時から午後5時30分まで）】 <申請書提出期限> 令和8年1月30日（金）消印有効
7	オンラインやメール、FAXでの申請はできますか。	オンラインやメール、FAXでの受付はできません。 郵送していただきますよう、お願いします。
8	送付してもらった申請書がない（紛失した）場合、どうすればいいですか。	再発行しますので「堺市医療・介護・障害施設等に係る物価高騰対応支援金支給事務局」までご連絡ください。 【TEL 06-7713-0474（平日・午前9時から午後5時30分まで）】 ※令和8年1月30日（金）が申請書提出期限となりますので、お早めにお申し出ください。
9	同封されていた返信用封筒のみを紛失した場合、他の封筒で郵送しても問題はないですか。	返信用封筒のみを紛失した場合は、他の封筒で郵送をしていただいても問題はありません。 なお、郵送先の誤記入などにより申請書等が事務局へ届かない場合は、支援金を支給することができなくなるためご注意ください。 【郵送先：〒530-0015 大阪府大阪市北区中崎西2丁目4-12 梅田センタービル11階 TETRAPOT株式会社内 堺市医療・介護・障害施設等に係る物価高騰対応支援金支給事務局】

10	届いた案内文や申請書の記載内容に誤りがあるが、どうすればいいですか。	お手数をおかけし、大変申し訳ございませんが「堺市医療・介護・障害施設等に係る物価高騰対応支援金支給事務局」までご連絡ください。 【TEL 06-7713-0474（平日・午前9時から午後5時30分まで）】
11	介護サービスと障害サービスを行っていますが、どちらかの申請書を提出するだけで両方とも対応してもらえますか。	それぞれで申請していただく必要があります。
12	令和7年7月2日以降に開設した事業所や事業は対象になりますか。	令和7年7月2日以降に新規開設した事業所や事業は、以下の場合に該当しない限り、支援金の対象外となります。  ・令和7年7月2日以後に定員の減を理由として、通所介護事業所を廃止し、引き続き地域密着型通所介護の指定を受けた場合  ・令和7年7月2日以後に定員の増を理由として、地域密着型通所介護を廃止し、引き続き通所介護の指定を受けた場合
13	令和7年7月1日時点で休止している事業がありますが、対象になりますか。	令和7年7月1日時点で休止している事業は、支援金の対象外となります。
14	現在、休止（廃止）している事業は支給対象となりますか。	申請日時点において休止又は廃止している事業は支援金の対象外となります。
15	申請者名は事業所の管理者でもいいですか。	本事業は、事業所単位ではなく法人単位での申請となりますので、申請者名は貴法人の代表者名をご記入してください。
16	事業所ごとに振込口座を分けてもうえないでしょうか。	申し訳ございませんが、複数の事業所を運営している法人であっても1法人につき1口座での申請となっているため、振込先口座を分けて対応することはできません。
17	振込口座は、事業所名義でも問題はありませんか。	本事業は、法人での申請となっていますので、法人口座で申請してください。
18	堺市（会計室）に登録している口座の場合でも振込口座の記入が必要ですか。	お手数ですが、記入をお願いします。
19	【R8.1.13追加】申請書に記入した内容を訂正する場合は、どうすれば良いですか。	お手数ですが以下の①～③の手順で訂正のうえ、申請をお願いします。 ①訂正箇所を二重線で取消し、余白に正しい内容を記載して下さい。 ②訂正印（法人の代表者印 もしくは 法人印と代表者個人の認印）を押印して下さい。 ③申請書（法人）名称印にも、②と同様に押印して下さい。
20	申請書と同封する「振込先口座がわかるもの」について、ネットバンキングの口座で通帳がない場合は、何を同封すればいいですか。	申請書にご記入いただいた振込先口座情報が確認できるスクリーンショットの写しなどをご提出ください。

21	いつ支給（振込）されますか。	申請書を受理してから、1か月～2か月程度での支給となります。
22	支給日を指定できますか。	事務局へ届いた申請書から順次、審査・支払い手続きを進めていきますので、支給日や支給月の指定はできません。
23	支給決定や支給日の通知はありますか。	支給決定や支給日の通知はありません。申請書等の審査の結果、支給することが適当でないと認める場合のみ却下決定通知を行います。 なお、支援金のお支払いは本市から行います。通帳等に表示される振込元は「サカイシカイケイシハライ」となります。 ※金融機関によっては、すべての文字が表示されない場合があります。
24	申請の手続きを忘れていました。申請締切日（令和8年1月30日）以降ですが申請できますか。	申し訳ございませんが、令和8年1月30日(金)（消印有効）以降の申請はできません。 提出期限内に申請書等をご郵送いただきますようお願いいたします。
25	来年度も実施予定はありますか。	本事業は国の重点支援地方交付金を活用し実施しており、現在のところ来年度は未定です。